

平成18年 9月13日（水曜日）

出席議員（18名）

議 長	堂 下 清 孝 君	9 番	八 田 外 茂 男 君
1 番	夷 藤 満 君	10 番	中 川 達 君
2 番	小 谷 一 也 君	11 番	南 守 雄 君
3 番	能 村 憲 治 君	12 番	中 村 哲 彦 君
4 番	北 川 進 君	13 番	黒 田 泰 三 君
5 番	清 水 文 雄 君	14 番	中 居 治 君
6 番	水 口 裕 子 君	15 番	田 中 祥 次 君
7 番	渡 辺 旺 君	16 番	米 田 満 君
8 番	野 村 輝 久 君	17 番	重 原 義 之 君

説明のため出席した者

町 長	八十出 泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参 兼行財政改革推進室長	山 田 吉 弘 君
助 役	浅 田 裕 君	まちづくり政策部 情報政策課長	谷 口 源 成 君
教 育 長	浜 田 寛 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口 克 則 君
総 務 部 長	奥 村 忠 男 君	町民福祉部 健康推進課長	夷 藤 涉 君
まちづくり 政策 部 長	西 尾 雄 次 君	町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	黒 田 邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤 芳 夫 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家 良 樹 君
都市整備部長	中 本 英 夫 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田 孝 雄 君
教育委員会 教 育 次 長	高 木 和 彦 君	会 計 課 長	長 丸 信 也 君
消 防 長	島 田 敏 郎 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 雅 夫 君
企 業 局 長	米 永 竹 男 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	出 川 常 俊 君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中 徹 君	企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 エ ネ ル ギ ー 開 発 対 策 室 長	八 田 精 三 君
総 務 部 長 税 務 課 長	向 貴 代 治 君	企 業 局 下 水 道 課 長	中 西 昭 夫 君
まちづくり政策部 企 画 財 政 課 長	橋 本 稔 君	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東 耕 三 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成18年9月13日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕

議案第71号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成18年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第77号 内灘町税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第79号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第80号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第81号 内灘町基本構想の策定について

議案第82号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について

議案第83号 内灘町道路線の認定について

議案第84号 内灘町道路線の変更について

認定第1号 平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成17年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成17年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成17年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成17年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成17年度内灘町水道事業会計決算認定について

提案理由の説明

(第1号の追加)

日程第1

許可第1号 副議長の辞職許可について

日程第2

選挙第3号 副議長の選挙について

日程第3

許可第2号 内灘町議会運営委員会委員の辞任の件

日程第4

許可第3号 内灘町議会運営委員会委員の辞任の件

日程第5

選任第2号 内灘町議会運営委員会委員の選任について

日程第6

許可第4号 議長の辞職許可について

日程第7

選挙第4号 議長の選挙について

日程第8

決定第1号 議席の一部変更及び指定について

日程第9

許可第5号 内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の辞任の件

日程第10

選任第3号 内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任について

開会・開議

午後2時00分開会

議長【堂下清孝君】 ただいまの出席議員は18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

会議録署名議員の指名

議長【堂下清孝君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番清水文雄さん、6番水口裕子さんを指名いたします。

会期の決定

議長【堂下清孝君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの10日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成18年7月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

休憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時20分再開

再開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

議長【堂下清孝君】 ただいま副議長の野村輝久さんから副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題

とすることに決定をいたしました。

副議長の辞職許可

議長【堂下清孝君】 追加日程第1、許可第1号副議長の辞職許可についてを議題といたします。

〔8番 野村輝久君 退場〕

議長【堂下清孝君】 まず、その辞職願を朗読させます。議会事務局長。

事務局長【生田康久君】

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしましたので、許可されるようお願いいたします。

平成18年9月13日

内灘町議会副議長 野村輝久

内灘町議会議長 堂下清孝様

以上です。

議長【堂下清孝君】 お諮りいたします。野村輝久さんの副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、野村輝久さんの副議長辞職は許可することに決定をいたしました。

〔8番 野村輝久君 入場〕

副議長辞職のあいさつ

議長【堂下清孝君】 議場に野村輝久さんがおられます。

ここで、野村輝久さんより副議長辞職に際し、あいさつを願います。

〔前副議長 野村輝久君 登壇〕

前副議長【野村輝久君】 一言、お礼のあいさつを申し上げたいと思います。

平成16年10月25日に副議長に就任してからきょうに至るまでの間、皆様に支えられ、職務を全うすることができました。改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

いました。

この間、議長の代理として、河北郡市の議長会、また石川県下の議長会、そして国会への陳情等々多くの経験を積んできました。このことに関しましても、議員として心から感謝を申し上げたいと思います。

議長を補佐する意味で至らなかった点も数々あり、おわびを申し上げますが、今後は一議員として、町民の負託にこたえられるよう一生懸命頑張ってみますので、どうかよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。

大変長い間ありがとうございました。（拍手）

休憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時25分休憩

午後 2 時40分再開

再開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

議長【堂下清孝君】 先ほど副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

副議長の選挙

議長【堂下清孝君】 追加日程第 2、選挙第 3 号。これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

副議長に渡辺旺さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました渡辺旺さんを副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、渡辺旺さんが副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選されました渡辺旺さんが議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長就任のあいさつ

議長【堂下清孝君】 副議長に当選されました渡辺旺さんから発言を求められておりますので、これを許します。渡辺旺さん。

副議長【渡辺旺君】 ただいま副議長の選挙ということで、大変皆様方の指名推選という本当にありがたい応援で副議長にならせていただきました。本当に心から感謝を申し上げます、御礼を申し上げます。

この世は「和を以て貴し」という言葉がございます。和をモットーに、あくまでも議長

の補佐役に徹して議会運営に当たりたいと思いますので、どうぞひとつご協力のほどよろしくお願いをいたします。

また、町長、助役、教育長を初め役場の執行部の方々、これからもひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

議員の皆様方に改めて感謝を申し上げて、御礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時45分休憩

午後 3 時55分再開

再 開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

常任委員会及び特別委員会

正副委員長互選結果報告

議長【堂下清孝君】 休憩中に総務常任委員会において委員長の辞任に伴い、委員長の互選が行われ、その結果が来ておりますので、ご報告をいたします。

総務常任委員会委員長に重原義之さん。

以上のとおりであります。

また、開発特別委員会において副委員長の辞任に伴い、副委員長の互選が行われ、その結果が来ておりますので、ご報告いたします。

開発特別委員会副委員長に中村哲彦さん。

以上のとおりであります。

議事日程の追加

議長【堂下清孝君】 ただいま野村輝久さんから一身上の理由により議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町議会運営委員会

委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の辞任

議長【堂下清孝君】 追加日程第3、許可第2号内灘町議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、野村輝久さんの退場を求めます。

〔 8 番 野村輝久君 退場 〕

議長【堂下清孝君】 本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、野村輝久さんの議会運営委員会委員辞任を許可することに決定をいたしました。

〔 8 番 野村輝久君 入場 〕

議事日程の追加

議長【堂下清孝君】 また、清水文雄さんから一身上の理由により議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の辞任

議長【堂下清孝君】 追加日程第4、許可第3号内灘町議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、清水文雄さんの退場を求めます。

〔5番 清水文雄君 退場〕

議長【堂下清孝君】 本件は申し出のとおり辞任を許可することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、清水文雄さんの議会運営委員会委員辞任を許可することに決定をいたしました。

〔5番 清水文雄君 入場〕

議事日程の追加

議長【堂下清孝君】 先ほど議会運営委員会委員が2名欠けました。

内灘町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任

議長【堂下清孝君】 追加日程第5、選任第2号内灘町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、渡辺旺さん、重原義之さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めま

す。よって、ただいま指名いたしました渡辺旺さん、重原義之さんを議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

午後4時00分休憩

午後4時15分再開

再 開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第4、議案第70号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算(第3号)〕から議案第84号内灘町道路線の変更についてまで、及び認定第1号平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成17年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの24議案を一括して議題といたします。

なお、今定例会に提出された議案につきましてはお手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

提案理由の説明

議長【堂下清孝君】 提出議案に対し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、議員各位のご参集をいただき、平成18年第3回内灘町議会定例会が開かれるに当たり、町政の概要と提出議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位と町民の皆様方にご理解とご協

力を賜りたいと存ずる次第であります。

今月6日、秋篠宮家に悠仁親王がご生誕されました。日本国民統合の象徴としての天皇家にとって、皇位継承権第3位となる悠仁親王のご生誕は、秋篠宮家は言うに及ばず、私たち日本国民にとっても大きな喜びであります。

また、このたびの悠仁親王のご生誕は、少子化社会からの脱却を目指す日本国民に光明を与える象徴的な出来事であり、悠仁親王様のいよいよお健やかな成長を心から願うものであります。

今年度の地方交付税配分額が本年7月閣議に報告され、普通交付税に臨時財政対策債を加えた、いわゆる実質交付税が決定されました。これによりますと、石川県関係では、県、市町とも3年連続減少し、本町におきましても実質交付税額は、平成15年度の25億5,000万円のピークから年々減少し、平成18年度では20億2,000万円にと、この3年間で実に5億円以上もの大幅な減少を見ているのであります。

本町を初めとする全国の多くの自治体を財政危機に追い込んでいる最大の要因がこの実質交付税額の減少にあることを、これらの数字は如実に物語っているのであります。とはいえ、子供たちからお年寄りまですべての住民が安心して暮らせる自治行政の実現は、地方自治体の究極の使命であります。

したがいまして、国からの財源の減少によって、いかに困難な財政事情に立ち至ろうとも、内灘町民が安心して暮らせる町をつくるため、今後とも自主財源の確保と創意と工夫による歳出全般の見直しに努め、町民の負担にこたえ得る財政力の確保に努めたいと考えております。

さて、企業立地の推進は、町民の雇用や町税収入の増加など町の活性化や財政基盤の充実などから、町政の重要な課題であります。

本町にとって長年の懸案であった大京の開

発計画も来年7月の開業を目指して、本年11月には大店法の申請が予定されるなど着々とその準備が進められております。さらには、金沢港大浜地区で建設工事が進められている株式会社コマツの新工場や能登有料道路の直線化工事の進捗等と、大京開発予定地一帯は今にわかに活気を呈しております。

本町といたしましては、こうした状況をとらえ、企業誘致の促進を図るため、本年度中に企業誘致のための条例を制定したいと考え、現在、その準備作業を進めているところでございます。

また、インド・チェンナイ市に本拠を置くメイプルズ社から本町内においてIT技術者養成事業を展開したいとする事業計画が示されていた件につきましては、先月中旬に職員2名をチェンナイ市に派遣し、その企業の信用度等の実態調査をさせてまいりました。

外国企業の本町立地に当たっては慎重を期す必要もあることから、チェンナイでは同社の調査のほか、日本国総領事館やタミルナドゥ州政府にも支援を要請し、その結果、両機関から大方の支援の姿勢を表明してもらえるなど、ほぼ所期の目的を達してまいりました。

また、今回同行して調査を行った株式会社パソナのグループ企業であるパソナレップパワー社も、帰国後、メイプルズ社と連携した事業を内灘町で実施するとの方針を改めて明らかにいたしております。

来春からの事業開始を目指して、今後、両社において実務的な事業準備が進められることとなりますが、本町といたしましても国、県に対して、この事業に関して支援を求める働きかけをするなど、でき得る限りの努力を重ねたいと考えております。

今月5日、内灘町行財政改革推進委員会から、内灘町行財政改革大綱の策定について答申がなされました。これは、昨年10月から審議を重ねていただいたものであります。本年2月には、18年度当初予算に反映させるべ

く中間答申がなされ、また、本年3月には、集中改革プランとして中間的な取りまとめも行っていたものでございました。

今般の最終答申では、目標項目数で92項目に及ぶ改革事項を掲げ、また達成時期を平成21年度とするものでございます。内容的には、事務事業の見直しや民間委託の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、経費節減等の財政効果の把握、第三セクターの見直し、地方公営企業の経営健全化の7項目を柱にして具体的な取り組みを明示したものとなっております。

町では、行財政改革推進委員会の答申を尊重し、速やかに内灘町行財政改革大綱の策定を行い、答申の基本方針にもある「町民が安心して豊かに暮らせる内灘町」をつくるために最大限の努力を傾注したいと考えております。

さて、地域に立地する大学と地元自治体との総合的な連携は、地域の活性化と大学教育の充実を図る上で欠くことのできないものであります。金沢医科大学は、昭和47年本町に開学して既に34年を経ており、今日までの内灘町の発展に大きな役割を果たしていることは周知の事実であります。

町民の健康寿命を延伸させる施策を推進して健康のまちづくりを目指す本町にとって、金沢医科大学が有する高水準な医療技術は、ぜひともこれを町民のさらなる健康の増進に活用したいものであります。

今般、金沢医科大学と包括連携協力に関する協定を締結することによって、町民の健康寿命の延伸とともに乳幼児健診の拡充など、本町保健医療体制全般のさらなる充実を目指すものであります。

また、来春から開設が予定されている金沢医科大学の看護学部の研修生の受け入れについても、町保健センター等を活用して医科大学の教育の充実に貢献したいと考えております。

いずれにいたしましても、この包括連携協力協定は、内灘町にとって極めて重要な地域資源である金沢医科大学との未永い共存共栄を目指すものでございます。

それでは、ただいまから提出議案に対するご説明を申し上げます。

議案第70号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年8月31日付で専決処分をさせていただきました平成18年度内灘町一般会計補正予算（第3号）について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分をした補正予算の内容につきましては、内灘駅前整備事業に係る代替用地について内灘町土地開発公社に先行取得させるため、内灘町土地開発公社に対する融資金の債務保証として債務負担行為の追加補正を行ったものでございます。

なお、今回取得予定の土地等につきましては、金沢地方裁判所公示による競売物件となっており、売却基準価額の2,235万円を限度額として計上したものでございます。

議案第71号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,421万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ77億9,468万1,000円とするほか、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正の主な事業といたしましては、議会費関係では、各常任委員会等の先進地視察に係る特別旅費等を計上いたしました。

総務費関係では、内灘町の公共交通の問題点、課題等を整理し、将来に向けた交通体系の理念、方向性等を定めるための公共交通活性化計画策定に係る費用等を計上いたしました。

また、本年10月末日をもって試行運行の満了となるコミュニティバスにつきましては、11月以降の継続運行を支援するための運営費補助金を計上いたしました。

民生費関係では、現行のマイ保育園登録事業に取り組む私立保育園等に対し、子育て支援の拠点としてのさらなる機能充実を図るため、本年10月から石川県がモデル的に施行するマイ保育園モデル事業実施に係る所要額を計上いたしました。

衛生費関係では、不妊治療費に係る助成制度につきまして、従来からの国の補助制度に加え、本年10月から県の支援のもと、年間5万円を上限に期間を2年間とする助成制度が拡充されることとなりましたので、今回、その所要額を計上いたしました。

また、今般、この国、県の制度改革が行われるのにあわせて、少子化対策充実の観点から町独自の助成制度として各年の限度額を5万円とする助成金を最長5年間にわたって支給する助成制度を新たに創設することといたしました。

商工費関係では、企業誘致のさらなる推進を図るため、企業視察等に係る特別旅費等関係費用を計上いたしました。

土木費関係では、町道の補修費用のほか、内灘駅前幹3号向栗崎線道路拡幅事業に係る工事費等を計上いたしました。

また、蓮湖渚公園整備事業につきましては、グラウンドゴルフなどスポーツ・レクリエーション施設としての機能充実を図るため、駐車場等を除く全面を張り芝とする植栽工事費のほか、身近な自然を生かしたビオトープ施設の建設費など関係工事費等を計上いたしました。

また、各款にわたり、共済費の負担率改正等に伴う人件費の補正措置も講じております。

地方債の補正につきましては、蓮湖渚公園整備事業等に係る変更をお願いするものでございます。

以上が今回の補正予算の大要でございますが、補正額の財源といたしましては、国県支出金1,166万2,000円、前年度繰越金5,489万9,000円、町債1億6,220万円などを充てるこ

ととしているほか、普通交付税等の減額により財政調整基金を79万9,000円取り崩すことといたしました。

議案第72号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計同様、共済費の負担率改正等に伴う人件費の補正及び一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出基準の変更に伴う財源の組み替え措置を講ずるものであります。

議案第73号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新たな保険財政共同安定化事業の創設、並びに出産育児一時金を現行の34万円から35万円に引き上げるなど、制度改革等に伴う所要の補正であります。

議案第74号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、調理困難な高齢者等を対象とした配食サービス費の増額等に伴う所要の補正であります。

議案第75号 平成18年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、企業債の借りかえ等に伴う所要の補正であります。

議案第76号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、内灘町行政手続条例で引用している行政手続法の条番号を改正するものでございます。

議案第77号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、個人町民税、固定資産税、都市計画税の前納報奨金制度を平成19年4月1日より廃止するものでございます。

議案第78号 内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例につきましては、年始休業日及び入館時間を本年10月1日から変更するものであり、また、平成19年4月1日から、65歳以上の入館料を年間50回まで100円に、身体障害者の入館料を年間50回まで無料とするもの等でございます。

議案第79号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険

法等の一部改正に伴い、70歳以上の被保険者で一定以上の所得者の一部負担割合を現行の2割から3割に改めるほか、出産育児一時金の支給額を35万円に引き上げるものでございます。

議案第80号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、消防組織法の一部改正に伴い、内灘町職員定数条例、内灘町消防本部設置条例、内灘町消防署設置条例、内灘町消防団の設置等に関する条例、内灘町消防団員の定数、任命、給与、服務等に関する条例で引用している条番号を改正するものでございます。

議案第81号 内灘町基本構想の策定につきましては、先般、内灘町総合計画策定審議会から基本計画を含む総合計画全般につきましてはの最終答申をいただきましたので、本議会定例会において再度本件を議案として提出させていただきたく、議員各位のご理解並びに慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本基本構想につきましては、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間として策定したものでございます。

目標年次における人口想定を3万人とし、一つ「つながりを大切にした活気のあるまち」、一つ「緑と水に抱かれた便利で安全・安心のまち」、一つ「住民と行政がともに考え、育てるまち」というまちづくりにおける3つの基本理念を念頭に、内灘町の将来都市像を「人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ」と定めたものでございます。

また、行政全般にわたる施策につきましては、福祉、医療、安全の分野では「みんなが安心して暮らせるまちづくり」、教育、文化、スポーツの分野では「自分と郷土に誇りをもった人を育むまちづくり」、産業の分野では「地域活力と賑わいを生み出す元気なまちづ

くり」、都市基盤の分野では「便利で住みよい快適なまちづくり」、自然、環境の分野では「豊かな自然を未来に引き継ぐまちづくり」、住民参画、行財政の分野では「積極的な住民参画と住民の創意工夫を活かしたまちづくり」という6つの柱に体系化し、諸施策の推進について記述してございます。

別紙のとおり策定いたしました基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更につきましては、消防組織法の一部改正に伴い、組合理約で引用している消防組織法の条番号を改正するものでございます。

議案第83号 内灘町道路線の認定につきましては、千鳥台地内における開発行為により帰属を受けた道路部分について、道路法第8条第2項の規定により、新たに千鳥台52号線を認定するものでございます。

議案第84号 内灘町道路線の変更につきましては、同じく千鳥台地内の開発行為による管理がえのため、道路法第10条第3項の規定により、千鳥台34号線の終点を変更するものでございます。

次に、認定に関するものでございます。

認定第1号から認定第9号までの9件の認定につきましては、平成17年度内灘町一般会計、特別会計、水道事業会計の決算認定に関する案件でありまして、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上が、今回提案いたしました議案につきましての提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。

どうもありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 提案理由の説明は終わりました。

休憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 4 時37分休憩

午後 4 時55分再開

再開

副議長【渡辺旺君】 それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【渡辺旺君】 ただいま議長の堂下清孝さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職許可

副議長【渡辺旺君】 追加日程第6、許可第4号議長の辞職許可についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長【生田康久君】

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により議長を辞職いた

したいので、許可されるようお願い出ます。

平成18年9月13日

内灘町議会議長 堂下清孝

内灘町議会議長 渡辺旺様

以上です。

副議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。堂下清孝さんの議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、堂下清孝さんの議長辞職は許可することに決定いたしました。

〔18番 堂下清孝君 入場〕

議長辞職のあいさつ

副議長【渡辺旺君】 議場に堂下清孝さんがおられます。

ここで、堂下清孝さんより議長辞職に際し、あいさつをお願いいたします。

〔前議長 堂下清孝君 登壇〕

前議長【堂下清孝君】 議長辞職に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

内灘町議会第28代議長に就任以来1年3カ月間、大過なく務めを果たしてこられたのは、これも議員の皆様方を初め、町執行部の皆様のご理解とご協力のたまものと感謝している次第であります。

この間、議会の改革にも取り組んでまいりました。議会中における議会事務職員以外の職員によるお茶くみの廃止、インターネットによる本会議場の公開、本会議場のCDやビデオの貸し出し、法律で義務づけられているものを除く各種諮問委員会及び審議委員会、協議会への議員選任の辞退、議会経費の削減と議長交際費の用途の公開等々であります。

まだまだ改革の余地は残っていると思いますが、引き続き住民の負託にこたえなければならないと思っております。とりわけ、議会のチェック機能を鈍らせてはならないと思っ

ており、私も与えられた期間、次に選ばれる議長のもと、一議員として引き続き、住民が住んでよかった、多くの方々が内灘町に住んでみたいと言われるまちづくりに少しでも貢献できるように頑張ることを申し添え、議長退任に当たっての一言のごあいさつにかえさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

副議長【渡辺旺君】 ご苦勞さまでございました。

休 憩

副議長【渡辺旺君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 5 時00分休憩

午後 5 時25分再開

再 開

副議長【渡辺旺君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【渡辺旺君】 先ほど議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙

副議長【渡辺旺君】 追加日程第7、選挙第4号。これにより議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第

118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に八田外茂男さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました八田外茂男さんを議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 異議なしと認めます。よって、八田外茂男さんが議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました八田外茂男さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任のあいさつ

副議長【渡辺旺君】 議長に当選されました八田外茂男さんから発言を求められておりますので、これを許します。八田外茂男さん。

議長【八田外茂男君】 ただいま議員の皆様方のご支援を賜りまして、指名推選という形で議長の大任につくことになりました。まことに身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしましておる次第でございます。

本町の発展と町民の福祉の向上に誠心誠意努力を傾ける覚悟でございます。また、議会運営に当たりましては、先輩議員、また同僚

議員の皆様におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、まことに簡単であります。私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長【渡辺旺君】 新しく議長になりました八田外茂男さんと、この際、議長席を交代いたします。

皆様、どうもご協力ありがとうございました。

八田議長。

〔副議長退席、議長着席〕

休 憩

議長【八田外茂男君】 皆様、どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 5 時31分休憩

午後 5 時57分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

議長【八田外茂男君】 お諮りいたします。議長選挙に伴い議席の一部変更及び指定についてを日程に追加し、追加日程第 8 として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更及び指定についてを日程に追加し、追加日程第 8 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更及び指定

議長【八田外茂男君】 追加日程第 8、決定第 1 号、議席の一部変更及び指定についてを議題といたします。

議席10番中川達さんを 9 番へ、議席11番南守雄さんを10番へ、議席12番中村哲彦さんを11番へ、議席13番黒田泰三さんを12番へ、議席14番中居治君を13番へ、議席15番田中祥次君を14番へ、議席16番米田満さんを15番へ、議席18番堂下清孝さんを16番へ、議席 9 番、私、八田外茂男を18番に変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席を一部変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、そのように議席を変更することに決定いたしました。

休 憩

議長【八田外茂男君】 この際、暫時休憩いたします。

議席の名札を変更しますので、そのままです。少しお待ちください。

午後 5 時59分休憩

午後 6 時05分再開

再 開

副議長【渡辺旺君】 それでは、地方自治法第106条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。よろしくお祈りをいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の辞任

副議長【渡辺旺君】 追加日程第 9、許可第 5 号、内灘町中学校問題等対策特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

議長八田外茂男さんから一身上の理由により内灘町中学校問題等対策特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

本件は、申し出のとおり辞任を許可するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、八田外茂男さんの内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔議長 八田外茂男君 入場〕

副議長【渡辺旺君】 それでは、ここで議長と交代いたしたいと思います。

ありがとうございます。

〔副議長退席、議長着席〕

議事日程の追加

議長【八田外茂男君】 今ほど内灘町中学校問題等対策特別委員会委員が1名欠けました。

お諮りいたします。内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに選任を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任

議長【八田外茂男君】 追加日程第10、選任第3号内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、堂下清孝さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認め

ます。よって、ただいま指名いたしました堂下清孝さんを内灘町中学校問題等対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

休 憩

議長【八田外茂男君】 暫時休憩いたします。

午後6時08分休憩

午後6時21分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

散 会

議長【八田外茂男君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす14日は議案調査のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、あす14日は休会とすることに決定いたしました。

今回の本会議は15日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時22分散会